

令和8年度 福島地方水道用水供給企業団競争入札参加資格審査申請（追加分）要領

令和8年度 福島地方水道用水供給企業団発注の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望する事業所は、下記要領により競争入札参加資格審査申請をしてください。

なお、今般の申請は、令和6年度に実施した令和7・8年度分の申請に未申請の事業所を対象として令和8年度分の追加申請を受付するものです。

※令和6年度に令和7・8年度分の認定を受けた事業所は、申請不要です。

- | | | | | | | | |
|-------------|---|---------|---|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 申請受付期間 | 令和7年11月17日（月）から令和7年12月19日（金）まで | | | | | | |
| 2 申請方法 | <p>以下のメールアドレス宛に ZIP ファイルを添付のうえ送付してください。</p> <p>提出先メールアドレス：f-wsa.keijou@abelia.ocn.ne.jp</p> <p>※申請区分ごとに、以下のとおり1つの ZIP ファイルに電子データをまとめて送付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建設工事_【会社名】.zip・ 業務委託_【会社名】.zip・ 物品調達_【会社名】.zip <p>※ZIP ファイルの容量が70MBを超える場合は、1つの ZIP ファイルが70MB未満になるよう分割して複数のメールにて送付してください。</p> <p>※会社名は、省略せずに正式名称を使用してください。なお、機種依存文字（例：株）は使用せず、「株式会社」と明記してください。</p> <p>※申請メールを受領後、受領確認のメールを送信いたします。</p> <p>※紙による書類での受付（持込、郵送）は、原則として実施しません。</p> | | | | | | |
| 3 申請区分 | <p>（1）建設工事</p> <p>（2）業務委託</p> <p>（3）物品調達</p> | | | | | | |
| 4 審査基準日 | <table border="0"><tr><td>（1）建設工事</td><td>直近かつ申請日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日</td></tr><tr><td>（2）業務委託</td><td>令和7年11月1日</td></tr><tr><td>（3）物品調達</td><td>令和7年11月1日</td></tr></table> | （1）建設工事 | 直近かつ申請日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日 | （2）業務委託 | 令和7年11月1日 | （3）物品調達 | 令和7年11月1日 |
| （1）建設工事 | 直近かつ申請日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日 | | | | | | |
| （2）業務委託 | 令和7年11月1日 | | | | | | |
| （3）物品調達 | 令和7年11月1日 | | | | | | |
| 6 資格の有効期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（令和8年度分） | | | | | | |
| 7 提出書類 | <p>別紙提出データ一覧のとおり</p> <p><u>※提出データに不足や不備がある場合は再提出を依頼します。なお、令和8年1月16日（金）までに再提出がない場合は、失格となります。</u></p> | | | | | | |
| 8 認定通知書について | 令和8年2月中に電子メールにより送付します。 | | | | | | |
| 9 問合せ先 | 福島地方水道用水供給企業団 総務課契約情報係
電話 024-541-4100 | | | | | | |

競争入札参加資格申請ができない者

福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）では、競争入札に参加できない者を次のように定めています。従って、これらの人は入札参加資格申請できません。また、入札参加申請後、下記事項が判明した場合、参加資格が認定されません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人若しくは被補助人並びに破産者でその復権を得ない者
- (2) 企業団との契約において、次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者
 - ウ 競争入札又はせり売りにおいて、公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - エ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - オ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。
（当該その者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が暴力団員である者を含む。）
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 法令の規定により営業に関し、許可、認可、登録を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (5) 国税及び都道府県税並びに市町村税を滞納している者
- (6) 企業団との契約において、業務の請負契約又は物品調達の契約に関して保証した者が故意にその義務を逃れた場合において、その事実があった日から3年を経過していない者
- (7) 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査に関する申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事項を記載した者
- (8) 審査基準日（必要な審査の基準となる日。以下同じ。）の直前において、2営業年度を有しない者
- (9) 審査基準日の直前2年の営業年度にわたって完成工事高又は取扱高のない者
- (10) 建設工事については、社会保険等に参加していない者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる者は除く。）